

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「堅実と進取の精神、自由闊達な社風のもと、柔軟かつ迅速に最適解を提供し、国際社会の持続的な発展と従業員の幸福を共創する。」を経営理念とし、この理念実現こそがすべてのステークホルダーの期待に応える事と考えています。そのための行動指針として、「法と規則を守り、誠実に実行する」「発展性と創造性のある未来を目指す」「迅速・的確に決断し、実行する」「時流を捉え変化を先取りする」を掲げ、これらを実行することでコーポレートガバナンス体制の強化を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

現時点では、CEOの後継者に関する具体的な計画は設けておりませんが、将来の幹部候補の育成・選抜を目的として階層別の研修を実施し、幹部および後継者に相応しい各種知識、問題解決力、判断力などの習得を図っています。

【補充原則4-8-1 独立社外者のみを構成員とする会合】

当社の取締役10名中4名が経営の監査・監督能力を備えた独立社外取締役であり、取締役会でも独自の立場より積極的に議論に参加しその職責を十分果たしていると考えております。従いまして現時点では独立社外者のみを構成員とする組織・会合などが必要とは考えておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社では資材等の調達や提供など協働関係にある相手先などとの、安定的な取引関係の維持・強化を図る事が当社の企業価値の向上に資すると考えられる場合のみ、当該取引先の株式を保有する事ができるとしてあり、それに該当しない場合は売却する方針です。当社が保有する取引先の株式につきましては株式評価額、取引先の信用格付け、取引状況の推移などを検証し、資本コストなども勘案した上、中長期的な観点から保有合理性を総合的に判断し取締役会にて報告し、保有の適否につき毎年検証します。2022年度は、検証の結果2銘柄を売却し、1社の取引先持株会から退会致しました。

議決権の行使につきましては、発行企業の企業価値向上に繋がるかどうかという点とコンプライアンス上の観点より総合的に判断した上で議決権行使の決定を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と役員との取引につきましては、法律および社内規程に従い、取締役会にて取引条件の相当性の確認をすることとしております。また取締役に対し、関連当事者間取引の有無を年1回確認しております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方>

三洋貿易グループには、性別や国籍、年齢等の違いだけでなく、さまざまなバックグラウンドや、多様な価値観を持つ社員が在籍しています。事業の多様化、グローバル化が急速に進む中、三洋貿易グループが経営理念「堅実と進取の精神、自由闊達な社風のもと、柔軟かつ迅速に最適解を提供し、国際社会の持続的な発展と従業員の幸福を共創する」を実現していくためには、多様な人材が互いの価値観を尊重し、各人がその能力を最大限に発揮していくことが求められると考えています。

商社である私たちにとって、社員一人ひとりが最大の財産であり、誰もが安心して働けるよう、ダイバーシティは重要な企業戦略であると位置づけており、性別や国籍、年齢等によらない採用活動と中核人材の登用に努めております。

<多様性の確保の状況および自主的かつ測定可能な目標>

当社は、中途採用者が管理職の主流を占めており、管理職100名中、中途採用者の管理職者70名(70%)となっています。また、女性および外国人の管理職への登用は複数実績があります。中途採用者はすでに十分な管理職が存在することから特に目標は定めておりませんが、女性および外国人の管理職登用につきましては、現状以上とする目標を設定しております。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

商社である当社にとって、「社員一人ひとりが最大の財産」であるとの認識のもと、すべての社員が、継続的にキャリアアップしながら、長く安心して活躍できるように、さまざまな教育制度や働く環境の整備に力を注いでいます。

環境面については、所定勤務時間が1日7時間となっており、育児休業は最大2年間で、復職後も時短勤務などフレキシブルな働き方を選べます。教育に関しては、「人材への投資」を長期経営計画の基本戦略の一つに掲げ、グローバルに活躍できる人材の育成を目指しています。そのための教育制度として、海外研修制度、外部研修、eラーニング、階層別研修等を充実させています。また、社員が多様な人々と向き合うためのマインドとアクションを学び身につけるユニバーサルマナー検定を受講しております。

また、女性総合職の積極的採用を強化するとともに、管理職および女性社員に対し社内アンケートを実施、管理職の女性活躍に関する意識の把握・女性社員の個々のキャリア要望の把握に努めております。女性社員のキャリアプラン研修では、個々に合った働き方を考える機会を与えるとともに、総合職やエリア総合職に職種転換意向がある一般職に関しては、積極的に職種転換を選択できるよう職種転換基準を設けています。ま

た、育児・介護休業法に基づく諸制度の社内周知および対象者への丁寧な制度説明により、育児や介護との両立支援に取り組んでおります。これらの施策を通じて多様な人材が成長できる体制を構築していきます。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業会計における将来リスクの軽減および経済合理性ならびに従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出年金制度を採用しています。

日本確定拠出年金コンサルティング株式会社をその高い専門性から運営管理機関として採用し、従業員に対し定期的に加入者教育を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は「堅実と進取の精神、自由闊達な社風のもと、柔軟かつ迅速に最適解を提供し、国際社会の持続的な発展と従業員の幸福を共創する。」を経営理念としています。

尚、当社の経営戦略や経営計画につきましては、当社ホームページに開示の通りです。

<https://www.sanyo-trading.co.jp/company/values/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照下さい。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

本報告書の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照下さい。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

選任・指名についての説明につきましては、招集通知をご参照下さい。また、経営陣幹部や取締役を解任した場合は、その理由を開示致しません。

<https://www.sanyo-trading.co.jp/ir/stock/soukai/>

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

1. サステナビリティについての取組み

< サステナビリティを巡る取組みについての基本方針 >

三洋貿易は「堅実と進取の精神、自由闊達な社風のもと、柔軟かつ迅速に最適解を提供し、国際社会の持続的な発展と従業員の幸福を共創する」を経営理念に掲げています。

この経営理念の下、三洋貿易グループは事業理念や行動指針に従い、サステナビリティへの取組みを経営の重要課題と位置付け、「最適解への挑戦」を通じ、環境負荷低減等の社会課題解決を図り、持続可能な国際社会実現と中長期的な企業成長の両立を目指してまいります。

< 重要課題(マテリアリティ) >

当社では、次のとおりサステナビリティの重要課題(マテリアリティ)を特定しております。

・環境負荷の低減

環境配慮型商材の取扱いを通じ、気候変動対応や循環型社会に貢献する

・心豊かな暮らしの提供

商材発掘と安定供給を通じ、健康で安心・快適な暮らしの実現に貢献する

・盤石な経営体制の強化

財務の健全性を確保し、企業統治・法令遵守を強化する

・意欲ある多様な人材の活躍

新たな価値を生む人材の育成と、多様性を尊重し、活躍する場を提供する

< サステナビリティ推進体制 >

当社では気候変動に関わる経営の基本方針、事業活動やコーポレートの方針・戦略は社長直轄の「サステナビリティ委員会」が企画・立案・提言を行っています。

サステナビリティ委員会は、社長が指名するサステナビリティ担当役員が委員長を務め、管理部門、事業部門ならびに社長直轄組織から数名の委員をサステナビリティ委員長が任命します。また、委員長が必要と認められた場合は、子会社からの出席を求めることができるとともに、外部専門家との意見交換も行います。

委員会は原則として3ヵ月に1回定例会を開催し、気候変動を含むサステナビリティ課題に対応するための各種施策の議論や実績の進捗確認を行います。但し、必要に応じ臨時に委員会を開催することができます。

サステナビリティ委員長は、委員会での検討・協議された方針や課題等を取締役会および執行役員会に報告します。なお、重要事項については、取締役会に付議しています。

取締役会はこのプロセスを監督し、必要に応じて対応を指示した上で、気候変動を含むサステナビリティ課題を考慮した経営方針・年度予算等の重要事項を審議・決定しています。

< 環境方針 >

近年、地球環境問題は重大な社会的問題となっており、企業の環境対応はますます重要になってきています。そこで、三洋貿易株式会社は健全な事業活動を通じて、地球環境保全に積極的に取り組み、持続可能な社会の発展に向けて最大限の努力をすることを基本理念としております。当社の環境方針は次のとおりです。

1. 当社は、ゴム、化学品、機械機器、産業資材、科学機器等の販売活動にあたり、環境負荷低減へ向けてその製品及びサービスの提供・提案を行います。

2. 事業活動においては、環境汚染を未然に防止するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。

3. 環境に関する法規制、条例や自主的に受入を決めたその他の要求事項を遵守し、環境管理に努めます。

4. 事業活動によって生じる環境影響のうち、以下に示す項目を重点テーマとして改善に取り組みます。また、これらを定期的に見直し、必要に応じて改定します。

(1) 環境配慮型商品・機器などの積極的な販売

(2) 廃棄物の削減とリサイクル活動の推進

(3) 省エネルギー・省資源の推進

(4) グリーン購入の推進

5. 環境マネジメントシステムの文書化を行い、この内容にそって運用し維持管理を行います。

6. 本環境方針を全ての役員、従業員に周知徹底するとともに、社外にも公表します。

< 環境配慮型商品の積極的な販売 >

当社が取り扱う化学系素材については、石油由来の化学原料から環境配慮型素材、自然由来原料など代替品への移行を積極的に進めるとともに、次のような環境にやさしい様々な商品を取り扱っており、環境負荷低減に貢献することを目指しています。

ゴム事業部

ランクセス社製可塑剤(メザモール)

フタル酸フリーで環境ホルモンの問題のない安全な可塑剤

再生ゴム

使用済み自動車タイヤなどを再生したエコな材料

化学品事業部

天然柑橘類抽出物100%由来代替溶剤

生分解性を有するため環境への負担を低減する

Rahn社製UVオリゴマー

VOC(揮発性有機溶剤)使用量の低減、エネルギーコスト効率化

溶剤系樹脂の水系/粉体代替品

VOC(有機溶剤)フリー、大気汚染防止

機械・環境事業部

環境配慮型製品製造用ペレットミル

ゴミ固化燃料(RDF)製造機械

木質ペレットガス化熱電併給装置

木質バイオマスの効率のよい利用

ライフサイエンス事業部

温室効果ガス アナライザー

温室効果ガスのモニタリングにより、排出削減に寄与

金属・プラスチック判別器並びにオイルリサイクル診断器

スクラップ金属、プラスチック、工業油の分別とリサイクルの効率アップ

< ISO14001 >

当社は2004年9月10日付にて、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO 14001の認証(審査登録)を本店、大阪、名古屋両支店、及び広島事務所(2020年認証取得)の以下事業活動、製品及びサービスを対象に取得しました。

ゴム・化学品・機械機器・産業資材・科学機器の輸出入、販売及び付帯サービス

当社のサステナビリティに関する取組みは、ホームページおよびCorporate Report2021に開示しております。

ホームページ <https://haw10074r6ix.smartrelease.jp/sustainability/>

Corporate Report2021 https://www.sanyo-trading.co.jp/images/csr/report2021_a3.pdf

環境貢献活動 <https://www.sanyo-trading.co.jp/sustainability/environment/#environment01>

社会貢献活動 <https://www.sanyo-trading.co.jp/sustainability/activities/>

2. 人的資本への投資

「新長期経営計画VISION2023」において、基本戦略のひとつに「人材への投資」として、社員教育・研修の充実、働き甲斐や安全・健康の促進、柔軟で多様な人材活用など、人への投資の強化を掲げております。商社である私たちにとって、社員一人ひとりが最大の財産です。すべての社員が継続的にキャリアアップしながら長く安心して活躍できるように、次のような教育制度を整備しております。

新入社員研修

海外研修生制度

外部研修

eラーニング

階層別研修

3. 知的財産への投資

第76期連結会計年度における当社グループ全体の研究開発活動費は、18百万円です。主に、機械資材セグメントにおいて医療機器の研究開発活動を行っています。

4. TCFD提言に基づく情報開示

当社は、気候変動対応をマテリアリティ「環境負荷の低減」の中に位置付けており、2022年12月にTCFD提言への賛同を表明しました。当社はTCFD提言に基づき、気候変動関連のリスク・機会の評価を行い、経営戦略に反映させるとともに、情報開示の充実を図ってまいります。TCFD提言に沿った情報開示につきましては、当社ホームページをご参照下さい。

https://haw10074r6ix.smartrelease.jp/uploads/TCFD_202212.pdf

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は監査等委員会設置会社で、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる事としていますが、取締役会において決議を要する事項につきましては、法令・定款で定められているもののほか、経営に与える重要性などを考慮の上、決裁金額などにより「決裁権限基準」で定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は会社法ならびに東京証券取引所が定める基準に準じて独立性の判断を行っています。また、各分野での豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会において適切な意見・助言が期待できる人物を独立社外取締役候補としております。

【原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等につきましては、本報告書の「1.1.任意の委員会」をご参照下さい。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

本報告書の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照下さい。また、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスにつきましては、招集通知にて開示しております。

<https://www.sanyo-trading.co.jp/ir/stock/soukai/>

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社社外取締役は他の上場会社の役員を兼任していても職務上の責務が十分に果たされており、兼任数は合理的な範囲にとどまっております。なお、取締役の他の上場企業との兼任状況につきましては招集通知にて開示しております。

<https://www.sanyo-trading.co.jp/ir/stock/soukai/>

【補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要】

取締役会の実効性についての分析・評価につきましては当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.sanyo-trading.co.jp/ir/news>

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

社外取締役を新たに迎える際は、当社が属する業界や当社の歴史や事業内容、経営計画など必要な知識習得の機会を提供しております。また取締役に対しては、その役割・責務を果たすために必要とする知識を習得するため外部講師を招いての社内研修を適宜実施する他、会社費用負担により各種外部研修の受講を推奨しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1) 株主との対話全般については経営戦略室または管理部門担当取締役が担当致します。
- (2) 株主との対話については人事総務部が窓口となり、必要に応じて経営戦略室、経理部、リスクマネジメント部と連携しております。
- (3) 投資家を対象とした決算説明会を年2回行うほか、ホームページを通じ適宜最新情報の提供を行っております。
- (4) 対話において把握された株主の意見・懸念等は取締役や経営陣幹部にメール等で随時報告されます。
- (5) 「内部重要事実ならびに内部者取引管理規程」に基づきインサイダー情報の管理を徹底するほか、株主間の情報格差が生じないように心掛けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,528,500	8.80
株式会社日本カストディ銀行	2,358,400	8.21
東亜合成株式会社	1,497,330	5.21
株式会社三菱UFJ銀行	1,137,484	3.96
株式会社三井住友銀行	1,137,484	3.96
三井住友信託銀行株式会社	1,136,000	3.95
東銀リース株式会社	1,128,480	3.93
玉木 迪	1,095,374	3.81
明治安田生命保険相互会社	675,328	2.35
三井住友海上火災保険株式会社	530,924	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
杉原 弘隆	他の会社の出身者												
小河 光生	他の会社の出身者												
長谷川 麻子	公認会計士												
小林 邦聡	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉原 弘隆			該当事項はありません。	杉原弘隆氏は、長年にわたる商社勤務での豊富な経験・知見と高い見識を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけると判断しました。なお、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認した結果、独立性を有しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しました。
小河 光生			該当事項はありません。	小河光生氏は、長年にわたる人材・組織コンサルティングでの豊富な経験・知見と高い見識を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけると判断しました。なお、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認した結果、独立性を有しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しました。
長谷川 麻子			該当事項はありません。	長谷川麻子氏は公認会計士として財務会計、税務に精通されており、その見識と経験を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけると判断しました。なお、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認した結果、独立性を有しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しました。
小林 邦聡			該当事項はありません。	小林邦聡氏は弁護士としての豊富な経験・知見と高い見識を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけると判断しました。なお、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認した結果、独立性を有しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、当面これを置かない方針である旨監査等委員会より報告を受けております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは、定期的な会合の上、必要に応じて報告および意見交換を行います。
監査等委員会と内部監査室は緊密に連携の上、内部監査結果を踏まえた組織上・機能上の問題点等について適宜協議を行います。
監査等委員会、会計監査人および内部監査室は、定期的に行う三者ミーティングの他、必要に応じて随時情報交換を行い、連携強化に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

2020年5月より代表取締役および役付取締役の選解任と取締役候補の指名ならびに取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬の妥当性等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員会の構成は、取締役会が選定した3名以上の取締役(過半数が独立社外取締役を選定)で構成され、株主総会に付議する取締役の選任および解任議案の原案、取締役会に付議する取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の原案、取締役会に付議する取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容案を含む取締役の指名・報酬等に係る事項について審議し、取締役会に答申致します。この指名・報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所の独立役員制度における、独立性基準を参考に、原則として、これらの要件に該当しない方を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

2022年12月22日開催の第76期定時株主総会の決議にもとづき、当社の取締役(社外取締役および監査等委員である者を除く。)に対し、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが承認されました。すでに付与済みのストックオプションとしての新株予約権のうち未行使分につきましては残存しますが、新たにストックオプションの割当ては行わないこととしております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

執行役員に対して、取締役(社外取締役および監査等委員である者を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬の内容と同内容の譲渡制限付株式を、取締役会の決議により割当て致します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特になし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1)基本方針

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、基本報酬としての固定報酬(金銭報酬)、業績連動報酬、および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬(金銭報酬)のみを支払うこととしております。取締役の報酬の決定に際しては、客観性と透明性の観点より、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会において、役員報酬に関する考えや決定方針、報酬水準などについて協議を行った上で、その助言・提言を踏まえて取締役会にて決定しております。

2)取締役(監査等委員である者を除く。)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役(監査等委員である者を除く。)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針は取締役会で決定しております。

固定報酬(金銭報酬)

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の基本報酬は月例の固定報酬で、代表給、監督給、執行給の合計とし、役職に応じて同額とすることとしています。その決定に際しては他社水準や従業員給与等の水準をも考慮しながら、経済社会環境の変化など総合的に勘案して決めることとしております。

業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬としています。業績指標としては、社内予算での業績目標として使用していることに加え、当社グループの経営状況を最も把握しやすいと思われる連結経常利益を採用し、各事業年度の連結経常利益に応じて算出された額を賞与として毎年、年度末の時期に支給することとしております。

業績連動報酬は、役職ごとに決められた賞与基準額に、当期事業目標値(連結経常利益)に対する達成率からなる業績連動係数を乗じて計算することとしております。業績連動係数は150%を上限とし、連結経常利益が一定基準以下の場合は0%とすることとしております。

また、業績評価の報酬額への反映方法は、社長は100%会社業績を反映するものとし、それ以外の取締役は、80%会社業績、20%定性評価として、定性部分は社長が評価決定することとしております。

非金銭報酬

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、役職、貢献度、当期業績(連結経常利益)などを総合的に考慮の上、毎年2月に在籍取締役(社外取締役・監査等委員を除く)に対し割当てすることとしております。その内容は、一定の株式譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式を割当て、譲渡制限期間については、割当てを受けた日から当社の取締役もしくは執行役員いずれの地位からも退任するまでの期間としております。

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額全体における固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合の目安(業績連動報酬が基準額の場合)

	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
社長	55%	35%	10%
社長以外の取締役	65%	25%	10%

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である者を除く。)の金銭報酬(固定報酬ならびに業績連動報酬)の総支給額は2019年12月19日開催の第73期定時株主総会にて、年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)とする旨が、譲渡制限付株式は2022年12月22日開催の第76期定時株主総会で年額を20百万円以内とする旨が決議されております。なお、これらの定時株主総会決議当時の対象となる取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は、それぞれ6名(うち社外取締役1名)、5名です。

3) 監査等委員である取締役の報酬について

監査等委員である取締役の報酬については、2015年12月17日開催の第69期定時株主総会で年額400万円以内とする旨が決議されており、その範囲内にて監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。なお、当該定時株主総会決議当時の対象となる監査等委員である取締役の員数は、3名です。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会や執行役員会に関する資料の事前配布のほか、内部監査室からは往査の結果報告などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では取締役会の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化するとともに監査・監督と業務執行を分離することによる意思決定の機動性・迅速性向上を目的として監査等委員会を設置しております。提出日現在、監査等委員会は取締役3名(常勤1名、社外取締役2名)から構成され、監査等委員でない取締役の職務執行状況に関する適法性や妥当性の観点から監査・監督を行います。監査等委員会は月1回の定例会議のほか、必要に応じ臨時的委員会を開催致します。各監査等委員は、監査等委員会が定めた方針に従い、監査等委員でない取締役などに必要な報告や調査を求めるほか、内部監査室、会計監査人などとも連携しながら経営に対する監査・監督を行います。

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役7名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、グループ経営上の重要事項に関する意思決定と業務執行の監査・監督を行っております。取締役会は月1回の定例取締役会に加え、緊急性のある事実発生時には臨時取締役会を随時開催しております。

また、執行役員制度(取締役5名を含む計8名)も採用しており、月1回の執行役員会を開催し、情報の共有を行うとともに各担当分野における日常業務執行の充実に取り組んでおります。

経営陣幹部や取締役の選任に当たっては、代表取締役社長が取締役会の構成(多様性)や取締役に要求される本人の資質(経営能力・経験・専門知識)等を勘案の上、人事案を作成し、独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会での審議を経た上で、取締役会で取締役選任議案を決定致します。

経営陣幹部の解職や取締役の解任に当たっては、不正または不当な行為があった場合や適格性に問題があった場合に必要な調査を行い、独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会での審議を経た上で、取締役会でその解職等を決定致します。

監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役の報酬につきましては、本報告書の「1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

当社の会計監査業務はEY新日本有限責任監査法人に委託しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では取締役会の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化するとともに監査・監督と業務執行を分離することによる意思決定の機動性・迅速性向上を目的として監査等委員会を設置しております。また、豊富な見識と知識を有する社外取締役により、客観的・中立的な立場から取締役会での重要事項の決定や日常業務執行の監視が行われていることから、現行の体制により経営監視機能は十分確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、自社ホームページでも掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12月に定時株主総会を開催しております。多くの皆様にご出席いただけるよう日程調整に留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主は議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	当社サイト(https://www.sanyo-trading.co.jp/english/ir/)上に、招集通知(英文)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および年度決算終了後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室(経営戦略室長)が担当致します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境保全に配慮した事業活動を行っております。 登録日:2004年9月、更新日:2022年9月10日、有効期限2025年9月9日
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様への適時適切な情報の提供を重要と認識し、ホームページや会社説明会を通じて情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは以下のとおり内部統制システムを構築・運用しております。
また、内部統制システムは法令改正や経営環境の変化に対応し、継続して見直しをはかり、その改善に努めてまいります。

企業集団の業務の適正を確保するための体制

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社および当社子会社の役職員が経営理念にもとづき、法令・定款に準拠した行動をとるための規範として「三洋貿易グループ行動基準マニュアル」を制定しています。この実効性を担保するため、社長がコンプライアンス担当取締役を定めるほか、「コンプライアンス規程」に則り「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に対する全社的取り組みを横断的に統括する体制を構築し、定期的にその状況を取締役に報告することとしています。

子会社においては、「子会社管理規程」ならびに「決裁権限基準」等にもとづき本社取締役会・主管部門への定期的報告ならびに執行役員会への出席等を通じて定期的にその状況を報告できる体制を整備しております。また、関係規程に定められた内容によっては本社取締役会にて決裁を行うこと等により法令等への適合性を確保しております。

(2) 内部監査室は、当社および当社子会社の業務活動が法令、社内規程、一般の取引慣行等に従って効率的に運営されているかについて監査を実施し、その結果を取締役へ報告しております。

(3) 法令または社会規範に反する行為またはそのおそれのある行為を発見した場合の内部通報窓口として社内においては「コンプライアンス委員会」を、外部においては第三者(弁護士)を設定し、運営しております。この場合の通報者には不利益な取扱いを受けないよう社内規程を制定し当該報告者を保護しております。

(4) 当社グループとしての社会的責任を果たし、持続可能な国際社会実現と中長期的な企業成長の両立を目指すために環境負荷低減等の社会課題解決に係る施策の検討・確認を行う「サステナビリティ委員会」を設置しております。当社グループの環境および社会に対する課題の審議および施策の評価を行う体制を構築し、定期的にその取組み状況を取締役に報告することとしております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会資料・同議事録をはじめとする重要文書、電磁的記録は「文書取扱基準」等社内規程に定めるところに従い保存・管理を行い、取締役・監査役が必要に応じ適宜これらを開覧できる体制を整備しております。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行から生ずる様々なリスクを可能な限り統一的尺度で総合的に把握したうえで、経営の安全性を確保しつつ株主価値の極大化を追求するため、総合的なリスク管理を行っています。「リスク管理規程」に則り、リスクの種類に応じた責任部署を定め、リスクを網羅的・総合的に管理することにより管理体制を明確化しております。社長がリスク管理担当取締役を定めるほか、「リスク管理委員会」を設置し、当社が業務上の必要性に応じて保有する諸リスクおよび事業継続のため回避すべきリスクを総合的にモニタリングし、リスクの変化に迅速に対処するとともに、回避すべきリスクが現実となった場合の対応策等を含めた総合的リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告する体制としております。子会社においては、「リスク管理規程」により必要に応じ、子会社代表等からの聴取を通じて、損失に備える体制を整備しております。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営目標を定めるとともに経営計画を策定し、計画と計画達成に向けた進捗状況を対比・検証する体制を構築しております。取締役会の決定にもとづく職務の執行を効率的に行うため、各取締役および執行役員に委任された事項については、「組織規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等の社内規程にもとづきその職務を分担しております。関連諸規程を再度見直すことにより権限委譲体制を整備し意思決定ルールの明確化を図るとともに、併せて相互牽制システムの一層の拡充を図ることにより、取締役の職務の執行が組織的に適正かつ効率的に行われることを確保する体制としております。子会社においては、当社グループの経営目標に沿った経営計画を策定させたくうえで、進捗状況を対比・検証しております。

5. 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ共通の経営理念の統一を図るほか、当社と当社子会社が連携と協力のもとに当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図るための基本事項を定めた「子会社管理規程」および「子会社管理に係わる決裁権限基準」を策定し、子会社ごとに、当社における担当責任者を定め、事業の統括的な管理を行うとともに子会社より適宜業務に関する報告を受ける体制としております。

6. 監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、当面これを置かない方針である旨監査等委員会より報告を受けております。
(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の独立性に関する事項
前記1のとおりであります。
(3) 監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役および使用人は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、監査等委員でない取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査等委員会に回付するとともに、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については適宜報告を行っております。また、当社子会社については、定期的に子会社経営者から報告を受けるとともに内部監査室ならびに子会社監査役等との連携を通じて子会社の管理状況を確認しております。
(4) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、内部通報制度を制定し、監査等委員会に報告した者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないよう保護しております。
(5) 監査等委員の職務の執行について生ずる前払い等の費用にかかる方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に関して、費用の前払い等の請求を行った場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用の前払い等を行っております。
(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会、執行役員会、重要な会議等へ出席するとともに、代表取締役、会計監査人および内部監査室等と適宜意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力対応規程第3条」において「反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」ことを規定しております。
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備の状況
当社は、「三洋貿易グループ行動基準マニュアル」、「反社会的勢力チェックマニュアル」その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を当社グループ全体に示し、その徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

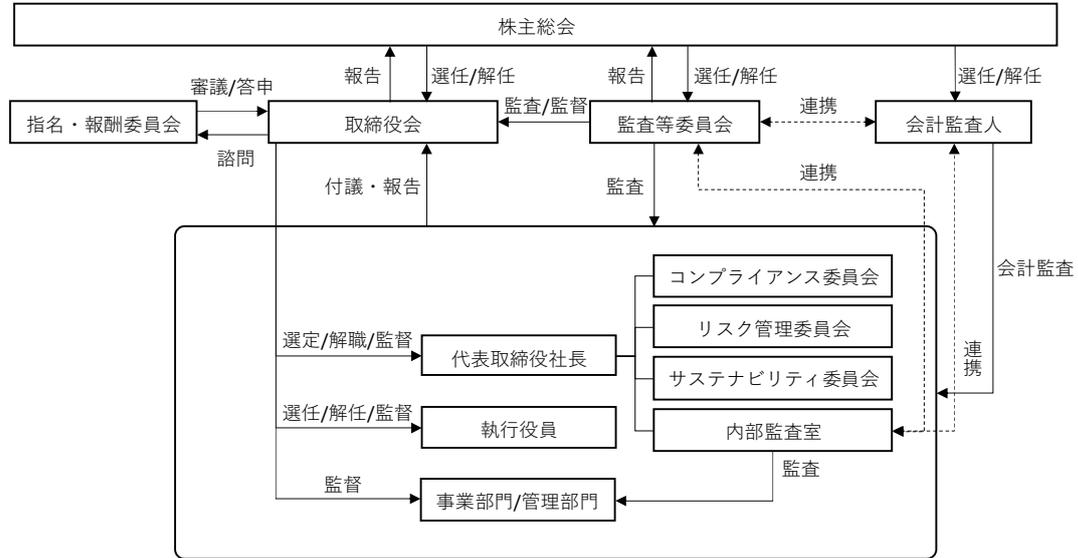
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図の通りです。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

